

区における協働に関する「提案制度」の概要

事業名	①NPO等からの協働事業提案制度	②杉並区行政サービス民間事業化提案制度	③協働提案制度
実施年度	平成16(2004)年度から18(2006)年度まで ※3か年のモデル事業	平成18(2006)年度から21(2009)年度まで ※平成18年度モデル実施 平成19年度から本格実施	平成25(2013)年度から現在実施中 ※平成25年度事業選定 平成26年度から事業実施
制度導入の背景等	○NPO・地域活動団体の自主的な活動の高まり ○前・基本構想(21世紀ビジョン)の策定	○協働化率目標の設定 ○少子化の進展・団塊の世代の退職 ○国の市場化テスト ○公共サービスを支える主体の育成	○現・基本構想の策定 ○「新しい公共」等の国の動向
概要	NPO・市民活動団体が自ら企画した協働事業を区に提案し、客観的な審査により選定された提案について、企画提案したNPO等と区所管課が対等な立場で協議・検討を行うプロセスを経たうえで事業を実施する。	公共サービスの新たな担い手として、NPOや企業などの多様な主体が成長してきたことから、区の全事務事業を公表し、民間事業者からの提案を受け、(新規事業、区が実施主体でない事業の提案は対象外)	区と地域活動団体(NPO法人、地域団体、事業者など)がお互いの立場を尊重し、役割を分担しながら地域の課題解決に取り組む制度。課題解決に向けた方策を協議するプロセスを重視した仕組み。
対象事業	NPO等からの提案事業	区が実施しているすべての事務事業	・区が選定した課題 ・NPO法人、事業者等からの提案事業
提案の審査・評価	協働推進委員会 (外部・区)	杉並区民間事業化 モニタリング委員会 (外部委員)	協働推進本部 (区) ※NPO等活動推進協議会(外部)の意見聴取
協働の相手	NPO及び地域活動団体	任意団体を含めたあらゆる団体	任意団体を含めたあらゆる団体
費用等	報奨金(企画提案料) 30万円	必要な契約金額による	役割分担に応じて費用負担 (区負担上限年間250万円)
課題	先駆性や団体の独自性等の面で高い評価を得られる取組が少なかった。	新たな事業実施に関する提案や単純な委託等の提案が多く、提案数も減少していった。	提案者と提案を受ける区内各部署のマッチングの面などに課題があり、近年は採択される事業数が減少傾向にある。